

出井保育所建設に伴う設計業務委託

仕様書

令和6年5月

小山市

1. 総則.....	1
1-1. 業務目的.....	1
1-2. 業務概要.....	1
1-3. 業務に関する共通事項.....	2
1-4. 業務における留意事項.....	3
1-5. 法規制等の遵守.....	4
1-6. 賠償責任保険への加入.....	4
1-7. 業務実績情報の登録.....	4
1-8. 成果物の帰属.....	4
1-9. その他.....	4
2. 建築設計業務.....	6
2-1. 建築設計業務の内容.....	6
2-2. 建築設計業務の適用基準.....	8
2-3. 建築設計図書の作成.....	8
2-4. 建築設計図書（成果物）一覧.....	9
2-5. 建築設計図面作成標準.....	11
3. 外構設計業務.....	15
3-1. 外構設計業務の内容.....	15
3-2. 外構設計業務の適用基準.....	17
3-3. 外構設計図書の作成.....	17
3-4. 外構設計図書（成果物）一覧.....	18
3-5. 外構設計図面作成標準.....	19
4. 遵守すべき法規制等.....	20

1. 総則

1-1. 業務目的

出井保育所は昭和53年（1978年）に建築され、45年以上経過している。現在に至るまで、随時修繕を行いながら使用しているが、近年は老朽化が著しく、耐震性不足や設備の経年劣化、使い勝手の不便さなど様々な問題を抱えている。

これらの問題解決に向けて、市では小山市子ども・子育て支援事業計画において今後の施設整備の方向性の検討を進めていく中で、建替え整備とする方針を定められた。また、敷地については、現保育所敷地、北側市有地、隣接する出井公園について、利便性に配慮して配置を整理し直し、北側に保育所、南側に公園を配置することとした。（要求水準書参照）

本業務は、子どもが安心・安全に過ごせる保育環境を実現すると共に、子ども・子育て支援の場として働き方や家族構成、保育ニーズの多様化に対応した質の高い保育サービスを提供する新たな出井保育所（以下「新保育所」という。）の整備について、要求水準に基づいて設計業務を行うものである。

本業務の基本理念等の詳細については、要求水準書を参照すること。

1-2. 業務概要

- (1) 業務名 : 出井保育所建設に伴う設計業務委託
- (2) 委託箇所 : 小山市大字出井1060番地1 他
- (3) 主要用途 : 保育所
- (4) 履行期間 : 契約締結日 から 令和7年5月30日
- (5) 敷地概要 : 以下のとおりである。詳細は要求水準書を参照すること。

項目	内容
地名地番	小山市大字出井1060-1、-2、-4、1035-165
敷地面積	約3,000㎡想定
登記地目	宅地、公園
用途地域	無指定（市街化調整区域）
建ぺい率／容積率	60％／200％
防火指定	なし（法22条・23条区域内）
高さ制限	なし
斜線制限	道路：あり、 隣地：あり、 北側：なし
日影規制	5.0h－3.0h／4.0m
地区計画等	なし
その他	・敷地は市有地である。 ・詳細については、要求水準書を参照すること。

1-3. 業務に関する共通事項

(1) 一般事項

- ① 要求水準書、本仕様書、受注者提案書、契約書等に基づいて行うこと。
- ② 関係法令等を遵守し、関係官庁等との調整を図りながら進めること。
- ③ 業務実施にあたり不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行うこと。

(2) 契約に係る書類の提出

- ① 受注者は、契約締結後及び業務完了時に、契約書に基づき契約に係る必要な書類を随時市に提出し、承認を得ること。
- ② 業務実施に先立ち、業務主任技術者（統括責任者）、各設計主任者（建築設計主任者、構造設計主任者、設備設計主任者、外構設計主任者等）及び照査技術者を選任し、担当者名簿（氏名、生年月日、設計業務経歴、資格等）を提出して承諾を受けること。なお、建築設計主任者は、一級建築士免許取得後5年以上の実務を有し、公共工事建築物又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等の設計の実務経験がある者とする。

(3) 業務の再委託

- ① 原則として本業務の再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合には、事前に市の承諾を得ること。

(4) 打合せ

- ① 市及び関係官庁との打合わせは随時行い、その都度打合せ記録を作成し、市の確認を受けること。
- ② 市（事業主幹部署及び工事担当部署等）、受注者、その他必要に応じて関係者を交えた定例打合せ実施する予定である。打合せはWeb会議等によっても行うが、現地確認等含め市内での対面形式の打合せを月1、2回程度見込んでおくこと。
- ③ 打合せに要する資料作成等の経費（交通費を含む）は委託費に含むものとする。

(5) 業務報告及び設計図書の提出

- ① 基本設計又は実施設計を終了したときは、その都度該当する設計図書等を提出し、市の承認を受けること。

(6) 設計業務内容の変更

- ① 市は、必要があると認めた場合、受注者と協議の上、設計変更できるものとする。
- ② 設計変更の手続き及び委託料の変更については、契約書に基づくものとする。

(7) 検査

- ① 設計業務を完了したときは、契約書に基づき検査を実施するものとする。

(8) 許認可等の手続き

- ① 計画通知、その他許認可等を受けるために必要な申請書類・添付書類の作成及び手続きをすること。
- ② 関係官公庁への手続き及び協議が必要な場合は、速やかに関係官公庁と協議のうえ打合せ

記録を市に提出し、確認を受けること。

- ③ 市から設計者として同席を求められた場合は、出席すること。
- ④ 各許認可等の申請に伴う手数料は、業務委託費に含むものとする。

1-4. 業務における留意事項

本業務の遂行にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 業務の適正な遂行

- ① 本事業の概要、基本理念、市の意図を十分に考慮すること。
- ② 本事業の各業務を確実に遂行できるスケジュール・体制とすること。
- ③ プロポーザル時の提案を検討の基本とするものの、そのまま設計案となるものではなく、契約後の市との協議により内容を決定していくこと。
- ④ 保育士その他関係者にヒアリングを実施すること。ヒアリングで得られた意見を尊重し、各業務に反映させるよう努めること。

(2) リスクへの適切な対応及び業務継続性の確保

- ① 契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、業務期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じること。
- ② 契約書で定める業務期間において、確実に本業務の継続性を確保できる体制を構築すること。

(3) 再委託の制限

- ① グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）は、自己が担う業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 業務の一部を委託することにより、本事業を円滑で効率的に推進できるなど委託を行う客観的合理性が認められ、かつ、市の書面による事前の承諾があれば、自己が担う業務の一部を第三者に委託することを可能とする。ただし、この場合においても、委託先の第三者には、業務遂行に当たって、構成企業と同様の責任が及ぶことを明示すること。
- ③ 構成企業は、市の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡することはできない。

(4) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ① 事業者は、業務を実施するにあたり知り得た市民、職員等の個人情報を取り扱う場合においては、漏えい、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか関連法令に準拠して講じるものとする。
- ② 業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

1-5. 法規制等の遵守

本業務の遂行にあたっては、「4. 遵守すべき法規制等」に示す法令・条例等を遵守するとともに、各種参考基準・指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参照すること。各法規制等は最新版を適用すること。

なお、業務委託仕様書や要求水準書の記載の有無に関わらず、本業務に必要な法規制等については遵守すること。

1-6. 賠償責任保険への加入

受注者は、業務の実施に先立って建築士事務所の賠償責任保険に加入し、その賠償責任保険の加入証明書の写しを市へ提出すること。

1-7. 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報を作成し、「登録のための確認のお願い」に監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録完了後は、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1-8. 成果物の帰属

成果物の帰属については以下のとおりである。

- (1) 受注者は、成果物及び成果物を利用して完成した建築物の著作権（著作権法第27条及び28条の規定による権利も含む）を本市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定に関わらず、成果物に受注者が既に著作権を保有しているもの（以下、「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受注者に帰属するものとする。この場合において、受注者は市に対し、当該成果物を市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

1-9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、市及び受注者で協議し、定めるものとする。
- (2) 本業務は小山市建設工事等入札参加資格者有資格者名簿（業務委託）に登録されている者（グループ応募の場合は代表企業）に委託するものとする。
- (3) 成果物の納品後であっても、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、受注者の負担で直ちに補正しなければならない。ただし、市の責めによる場合は、この限りではない。
- (4) 本業務遂行上知り得た事項等について、業務遂行中のみならず、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。

- (5) 市内で産出、生産又は製造される資機材で、規格品質が設計の仕様に適合すると認められる場合は、原則としてこれを採用するよう努めること。また、本事業に関連する業務については、原則として市内業者が受注できるように努めるとともに、雇用についても地元採用に努めること。
- (6) 市では令和6年5月9日に栃木県木材業協同組合連合会と「公共建築物等における木材利用促進協定」を締結したところであり、同協定が掲げる構想の趣旨を理解するとともに、県産材（市の主要河川思川水系の水源林木材）を有効利用するため栃木県木材業協同組合連合会の木材コーディネーター等を積極的に活用すること。
- (7) 本事業において、市は子どもやその保護者に意見を求める予定である。その際は、事業者にも可能な範囲での協力をお願いする場合がある。
- (8) 暴力団等の不当介入
- ① 市が発注する業務委託において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 上記①により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により市に報告すること。
 - ③ 本業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。

2. 建築設計業務

2-1. 建築設計業務の内容

事業者は、要求水準書で示した新保育所について、以下の業務を行う。

(1) 基本設計

内 容
1. 事前調査、前提条件の整理
① 前提条件の整理
② 現地調査（敷地の特性・全体の配置計画上の条件他）
③ 関係法令の確認
④ 類似事例の調査
⑤ 設計上の条件設定（要求性能、法令上の制約、安全性能、工事予算）
⑥ 上記条件設定において計画実現のための比較検討
2. 施設整備基本計画
設計コンセプト、配置・動線計画、形態・色彩等景観計画、構造計画、照明計画、給排水計画、空調計画、防災・防犯計画、仕様程度等
3. 基本設計図書の作成
(1) 基本設計図
① 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、日影図、仕上表、設備図、外構計画図 等
② 透視図
(2) 基本設計図についての基本設計説明書
① 設計コンセプト
② 建築の設計概要、構造設計概要、仕様概要、仕上表
③ 電気設備の設計概要、仕様概要
④ 機械設備の設計概要、仕様概要
⑤ 各種比較検討書（躯体・基礎工法の検討含む）
⑥ 概算工事費
⑦ 概略工事工程表
⑧ ライフサイクルコスト（以下「LCC」という）比較検討書
4. 打合せ・設計協議
5. 地質調査業務
地質調査（φ66 mm、総延長 100m、標準貫入試験、仮囲い損料、資料作成、孔内載荷試験、現場透水試験、物理試験（液状化検討含む）、力学試験 等）
6. 関連会議の資料作成及び支援
庁内、利用者及び地域住民への説明について、資料作成等の協力を行うとともに、必要に応じて会議等への同席及び説明を行う。
7. その他基本設計に必要な業務

(2) 実施設計

内 容
1. 基本設計に基づく下記の調査・検討
① 設定条件の把握
② 現地詳細調査及び確認
③ 関係法令手続きの協議
④ 使用材料等についての文献・カタログ等の収集
⑤ 基本設計に基づく設計条件の詳細な設定 (要求性能、法令上の制約、構造設計条件の確定、工事予算)
⑥ 設計方法の設定(設計理念・構造計画の理念、仕様程度)
⑦ 上記条件設定における機能性・材料・施工技術等の比較検討
2. 工事の実施に必要な実施設計図書の作成
(1) 工事の実施に必要な図面及び各種計算書等の作成
① 建築意匠図・構造設計図
② 透視図
③ 電気設備設計図
④ 機械設備設計図
⑤ 各種計算書
(2) 設計書及び積算資料の作成
① 設計書(RIBC)
② 積算調書、単価表、見積書等
3. 基本設計説明書の変更内容に関する実施設計説明書の作成
① 建築の設計概要、構造設計概要、仕様概要、仕上表
② 電気設備の設計概要、仕様概要
③ 機械設備の設計概要、仕様概要
④ 各種比較検討書(躯体・基礎工法の検討含む)
⑤ 概略工事工程表
⑥ LCC比較検討書
4. 打合せ・設計協議
5. 関係法令に基づく許認可等の手続き業務
① 計画通知図書
② その他必要な手続き
6. 補助金申請等に基づく必要図書の作成業務
7. その他実施設計に必要な業務

2-2. 建築設計業務の適用基準

- (1) 栃木県公共建築連絡協議会の資料、各共通仕様書、指針、基準及びガイドライン等の最新版を標準仕様として適用すること。また、本業務期間中に一部改正や最新版に更新された場合は、更新後のものを標準仕様として適用すること。
- (2) 新工法や特殊な工法、材料、製品等を採用する場合は、受注者が当該性能、機能等が上記の適用基準等を満たすことを証明し、市の承認を得ること。

2-3. 建築設計図書の作成

- (1) 図面のサイズは、基本設計はA3判、実施設計はA1判を基本とする。
- (2) 実施設計時の図面の縮尺は、「2-5. 設計図面作成標準」を基本とする。ただし、これにより難しい場合は市と協議すること。
- (3) 図面は、JW CADに互換性のあるソフトにて作図すること。
- (4) 設計書は、営繕積算システム(RIBC)にて積算のこと。
- (5) 図面及び設計書は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事等、工事発注別に分けて作成すること。
- (6) 図面において、各工事(建築・電気・機械・外構等)の取り合い部の工事区分、納まりを明確にすること。また、取り合い部の工事区分表を作成すること。
- (7) 設計書の備考欄には、必ず単価算出根拠を記載すること。
- (8) 見積りを取得する場合は、前提となる条件を設定した上で、3社から取得し、一覧表を作成すること。
- (9) 単価及び数量の端数処理については、市の指示によること。
- (10) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事は、令和7年6月下旬に工事発注(契約依頼)予定である。

2-4. 建築設計図書（成果物）一覧

設計業務が完了した時は、以下の設計図書を提出すること。図面及び設計書は、工事発注別に分けて作成すること。

なお、設計図書等の電子データ（地質調査業務は含まない）は、基本設計及び実施設計をまとめてCDに納め、正1部・副1部を提出すること。

(1) 基本設計

以下の設計図書等については、外構基本設計の内容を反映させること。

設計図書等	内容	仕様	部数
基本設計図	透視図含む	A4判ファイル綴 (A3判折込)	3部
基本設計説明書	各種比較検討書、概算工事費、 LCC比較検討書含む	A4判ファイル綴 (A3判折込)	3部
事前調査シート	別途様式第1号、契約後配布予定	A4判ファイル綴	3部
構造チェックシート	別途様式第2号、契約後配布予定	A4判ファイル綴	3部
地質調査業務報告書	地質標本（サンプルンブル）1部 データ：CAD（Jww 互換性有）、PDF	A4判ファイル綴	2部

(2) 実施設計

設計図書等	内容	仕様	部数
図面原本（原図）	原判：市で承認印を押印 縮小判：承認印付の原判を縮小コピー 工事分担表を含む 図面データ：CAD（Jww 互換性有）、PDF	A1判 A3判 図面ケース入り	1部
発注用図面	承認印付の原判の写し ※市で設計書（金入）原本を添付	A4判ファイル綴 （黒表紙） （A1判折込）	1部
発注説明用図面	縮小判図面の写し ※市で設計書（金入）原本の写しを添付	A3判ファイル綴	1部
発注閲覧用図面	縮小判図面の写し ※市で設計書（金抜）原本の写しを添付	A3判ファイル綴	3部
製本図面	原判製本 縮小判製本 建築工事、電気設備工事、機械設備工事を 一冊にまとめ、外構工事は別途とする 建築意匠図の後に透視図を含むこと	A2判（A1判折） A4判（A3判折）	2部 10部
透視図 （イメージパース）	外観2カット、内観1カット以上 厚手マット紙に印刷の上、マツトラミネ ート加工仕上げ 画像データ：JPEG等	A3判	3部

設 計 書	設計書データ：RIBC		
積算チェックシート	契約後配布予定	A4判ファイル綴	1部
積 算 調 書	数量計算書等	A4判ファイル綴	1部
単 価 表	単価比較表、単価決定根拠資料（建設関係刊行物の写し、見積書等）等	A4判ファイル綴	1部
参 考 カ タ ロ グ	見積書に応じて添付	A4判ファイル綴	1部
法令チェックシート	別途様式第3号、契約後配布予定	A4判ファイル綴	3部
実 施 設 計 説 明 書	基本設計から変更した内容がある場合	A4判ファイル綴	3部
計 画 通 知 書		A4判ファイル綴	正1部 副2部
構 造 計 算 書	計画通知書への添付用	A4判ファイル綴	正1部 副1部
設 備 計 算 書		A4判ファイル綴	1部
そ の 他 計 算 書			
そ の 他 許 認 可 等 手 続 き	各許認可等申請書及び許認可証等 各許認可に係る打合せ議録	A4判ファイル綴	1部
リサイクル計画書		A4判ファイル綴	1部
打 合 せ 記 録	市との打合せ議録及び資料（最終決定を最初に綴り、経過ごとに付箋付きで綴る）	A4判ファイル綴	1部
備 品 リ ス ト 等	各備品の発注分担表（工事又は物品購入） 物品購入での発注予定の備品リスト 各備品の配置計画図	A4判ファイル綴	1部
そ の 他	業務上作成したもの	協議による	1部

2-5. 建築設計図面作成標準

(1) 建築設計図面（意匠図） … A図

図面名称		縮尺	作成基準・内容
01	図面リスト	—	・建築工事共通仕様書（社団法人 公共建築協会）最新版に適合した 特記仕様書
02	工事概要表	—	
03	特記仕様書・工事区分表	—	
04	メーカーリスト	—	
05	仕上表	—	
06	面積表及び求積図（敷地共）	—	
07	案内図・配置図	—	
08	平面図	1/100	
09	平面詳細図	1/50	
10	屋根伏図	1/100	
11	立面図（各面）	1/100	
12	断面図	1/100	
13	断面詳細図	1/20	
14	矩形図	1/20	
15	展開図	1/50	
16	各部分詳細図（階段等）	1/50	
17	天井伏図	1/100	
18	建具キープラン・建具図表	1/50	
19	家具図・家具仕様書・家具詳細図	1/20	
20	サイン計画図・詳細図		
21	備品図・詳細図		
22	法規チェック図		
23	日影図・日影時間図		
24	現況図・仮設計画図		
25	透視図		
備考 ・上記を原則とするが、その他監督員の要求する設計図書（図面等）を提出のこと。			

(2) 建築設計図面（構造図） … S図

図面名称		縮尺	作成基準・内容
01	構造特記仕様書・土質柱状図		・建築工事共通仕様書（社団法人 公共建築協会）最新版に適合した 特記仕様書
02	杭伏図	1/100	
03	基礎伏図	1/100	
04	基礎工法図	1/100	
05	基礎リスト	1/100	
06	構造材リスト	1/100	
07	配筋図	1/20	
08	芯関係図 （通り芯・基礎芯・柱芯・壁芯等）	1/50	
09	雑配筋詳細図	1/20	
10	梁伏図	1/100	
11	軸組図	1/50	
12	継手リスト	1/20	
13	底盤配筋図		
14	配筋詳細図・杭基礎詳細図		
15	梁・スラブ・壁リスト		
16	構造詳細図		
	※構造設計概要書		
	※構造計算書		
備考			
・上記を原則とするが、その他監督員の要求する設計図書（図面等）を提出のこと。			

(3) 電気設備設計図面 … E図

図面名称		縮尺	作成基準・内容
01	図面リスト		・建築工事共通仕様書（社団法人 公共建築協会）最新版に適合した 特記仕様書
02	特記仕様書		
03	メーカーリスト		
04	案内図・配置図		
05	機器仕様（受変電設備結線図）		
06	凡例・照明器具姿図・弱電機器姿図		
07	電灯設備幹線 系統図		
08	電灯設備 平面図		
09	動力設備幹線 系統図		
10	動力設備 平面図		
11	弱電設備 系統図		
12	弱電設備 平面図		
13	電灯分電盤単線結線図 参考姿図		
14	自動火災報知設備 系統図		
15	自動火災報知設備 平面図		
16	コンセント設備 平面図		
17	各部分詳細図		
18	動力制御図		
19	自然エネルギーシステム 構成図		
20	// 平面図		
21	// 参考姿図		
備考			
・上記を原則とするが、その他監督員の要求する設計図書（図面等）を提出のこと。			

(4) 機械設備設計図面 … M図

図面名称		縮尺	作成基準・内容
01	図面リスト	1/200~1/600	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事共通仕様書（社団法人 公共建築協会）最新版に適合した特記仕様書 ・ 配置図には引き込み管等の構内配管を併記してもよい。 ・ 階高を記入する。 ・ 機械室等複雑な箇所は平面図、断面図、展開図等も作成する。 ・ 他の工事との納まり・取り合いを明確にする。
02	特記仕様書		
03	メーカーリスト		
04	案内図・配置図		
05	機器表・器具表		
06	凡例・樹リスト		
07	屋外埋設管施工要領図		
08	給排水衛生・換気設備系統図		
09	給排水衛生・換気設備平面詳細図		
10	空調設備平面詳細図		
11	ガス設備系統図		
12	ガス設備平面詳細図		
13	合併浄化槽設備平面詳細図		
14	各部分詳細図		
備考			<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記を原則とするが、その他係監督員の要求する設計図書（図面等）を提出のこと。

3. 外構設計業務

3-1. 外構設計業務の内容

事業者は、要求水準書で示した新保育所について、以下の業務を行う。

なお、現況測量は外構設計業務に含むものとし、地質調査業務は建築設計業務に含んでいる。

(1) 基本設計

内 容
1. 事前調査、前提条件の整理
① 前提条件の整理
② 現地調査（敷地の特性・全体配置計画上の条件他）
③ 法規制等の確認
④ 類似事例の調査
⑤ 設計上の条件設定（要求性能、法令上の制約、安全性能、工事予算）
⑥ 敷地設定及び現況測量（保育所敷地及び公園の敷地境界線の決定、境界杭等設置）
⑦ 上記条件設定において計画実現のための比較検討
2. 施設整備基本計画
設計コンセプト、配置・動線計画、形態・色彩等景観計画、構造計画、照明設備計画、給排水設備計画、防災・防犯計画、仕様程度等
3. 建築設計における以下の基本設計図書等に外構基本設計の内容を追加・反映
(1) 基本設計図
① 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、設備図、外構計画図 等
② 透視図
(2) 基本設計図についての基本設計説明書
① 設計コンセプト
② 外構の設計概要、仕様概要
③ 各種比較検討書
④ 概算工事費
⑤ 概略工事工程表
⑥ LCC比較検討書
4. 打合せ・設計協議
適宜、市及び関係官庁との打ち合わせ協議を行う
5. 関連会議の資料作成及び支援
庁内、利用者及び地域住民への説明について、資料作成等の協力を行うとともに、必要に応じて会議等への同席及び説明を行う。
6. その他基本設計に必要な業務

(2) 実施設計

内 容
1. 事前調査、前提条件の整理
(1) 前提条件、要求水準書及び基本設計の把握と整理、他工種との整合性確認
2. 工事の実施に必要な以下の設計図書の作成
(1) 造成設計
① 計画高検討の決定
② 変化点ごとに断面図の作成
③ 擁壁構造・法面・構造物の計画平面図、詳細図の作成
④ 断面ごとに土積の計算
(2) 雨水排水設備設計
① 排水計画方針の検討
② 全体排水計画の作成及び排水量の計算
③ 計画平面図・縦横断面図・埋設定規図の作成
(3) 園庭、遊具、屋外付帯施設の設計
① 施設平面図の作成
② 園庭等舗装平面図、舗装構成詳細図の作成
③ 園庭等舗装、縁石、階段等の詳細図の作成
④ 遊具、水飲み場、屋外倉庫等の屋外付帯施設の計画平面図、詳細図の作成
(4) 駐車場・駐輪場設計
① 道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づく検討
② 車両、自転車及び歩行者の動線把握のため、平面線形図、縦断線形図の作成
③ 駐車場施設の計画平面図・縦横断面図の作成
④ 駐車場及び駐輪場の配置平面図及び出入口配置平面図の作成
⑤ 身体障がい者用及びおもいやり駐停車施設設置平面図の作成
⑥ 舗装平面図、舗装構成詳細図の作成
⑦ 舗装、縁石、階段等の詳細図の作成
(5) 緑地設計
① 緑地計画図、緑地面積の算定表の作成
② 植栽計画図の作成
③ 各詳細図の作成
(6) フェンス・門扉設計
① フェンス及び門扉設置計画図を作成
② 各詳細図の作成
(7) 給排水設備等の検討
① 水飲み・足洗い場等の給排水設備の設置計画図の作成
② 各詳細図の作成
(8) 照明設備等設計
① 照明設備に係る電気平面図の作成

- ② 照明設備を設置した場合の照度の確認資料の作成
- (9) 上記(1)～(8)について工種別の数量計算書の作成
- 3. 概算工事費の算出
- 4. 業務報告書の作成
 - 上記1～3について設計・検討事項を取りまとめた報告書を作成
- 5. 打合せ・設計協議
 - 適宜、市及び関係官庁との打ち合わせ協議を行う。
- 6. 各種手続き・協議等に関する資料の作成
 - 各種手続き・協議等に関する資料及び近接工事との協議調整に関する資料の作成を行うものとする。
- 7. その他実施設計に必要な業務

3-2. 外構設計業務の適用基準

- (1) 小山市業務委託契約書に基づき、市が発注する業務委託に係る仕様書等は、「栃木県業務委託共通仕様書（測量・地質・土質調査、設計）」及び「用地調査等標準仕様書」の最新版を適用すること。また、本業務期間中に一部改正や最新版に更新された場合は、更新後のものを標準仕様として適用すること。
- (2) 仕様書等を次の各号のとおり読み替えるものとする。
 - ① 「栃木県」又は「栃木県県土整備部」とあるものは「小山市」
- (3) 次の各号は、小山市の定める規則等に基づくものとする
 - ① 「栃木県業務委託契約書」は、別に定める「小山市業務委託契約書」による。
- (4) 新工法や特殊な工法、材料、製品等を採用する場合は、受注者が当該性能、機能等が上記の適用基準等を満たすことを証明し、市の承認を得ること。

3-3. 外構設計図書の作成

- (1) 図面のサイズは、A1判及びA3判を基本とする。
- (2) 実施設計時の図面の縮尺は、「3-5. 外構設計図面作成標準」を基本とする。ただし、これにより難しい場合は市と協議すること。
- (3) 図面は、JW CADに互換性のあるソフトにて作図すること。
- (4) 図面及び設計書は、工事発注別に分けて作成すること。
- (5) 図面において、各工事（建築・電気・機械・外構等）の取り合い部の工事区分、納まりを明確にすること。
- (6) 見積りを取得する場合は、前提となる条件を設定した上で、3社から取得し、一覧表を作成すること。

3-4. 外構設計図書（成果物）一覧

設計業務が完了した時は、以下の設計図書を提出すること。図面及び設計書は、工事発注別に分けて作成すること。

なお、設計図書等の電子データは、基本設計及び実施設計をまとめてCDに納め、正1部・副1部を提出すること。

(1) 基本設計

建築設計業務における以下の基本設計図書等に外構基本設計の内容を追加・反映させること。

設計図書等	内容	仕様	部数
基本設計図	透視図含む	A4判ファイル綴 (A3判折込)	3部
基本設計説明書	各種比較検討書、概算工事費、 LCC比較検討書含む	A4判ファイル綴 (A3判折込)	3部

(2) 実施設計

設計図書等	内容	仕様	部数
発注用図面	縮小版 図面データ：CAD（Jww互換性有）、PDF ※市で設計書（金入）原本を添付	A4判ファイル綴 (A3判折込)	1部
発注説明用図面	縮小判図面の写し ※市で設計書（金入）原本の写しを添付	A3判ファイル綴	1部
発注閲覧用図面	縮小判図面の写し ※市で設計書（金抜）原本の写しを添付	A4判ファイル綴 (A3判折込)	3部
工事監理用図面	縮小判図面の写し	A3判ファイル綴	1部
各種計算書		A4判ファイル綴	1部
工事費内訳書	数量計算書	A4判ファイル綴	1部
業務報告書		A4判ファイル綴	1部
打合せ記録 設計協議記録		A4判ファイル綴	1部
その他	市が必要とする図面、資料、電子データ等	協議による	

※ 基本設計説明書の内容を変更した場合は、建築設計業務の実実施設計説明書にその内容を追加・反映させること。

※ 設計書（土木積算システム「エスティマ」）の作成は、市が行うものとする。

3-5. 外構設計図面作成標準

(1) 外構設計図面 … G図

図面名称		縮尺	作成基準・内容
01	図面リスト	—	・栃木県土木工事標準仕様書に適合した仕様とすること。
02	位置図	1/25,000	
03	現況平面図	1/250~500	
04	一般平面図	1/250~500	
05	造成平面図	1/250~500	
06	撤去平面図	1/250~500	
07	現況横断面図	1/50~500	
08	現況縦断面図	1/50~500	
09	計画横断面図	1/50~500	
10	計画縦断面図	1/50~500	
11	施設平面図	1/50~250	
12	給水設備図	1/10~100	
13	排水設備図	1/10~100	
14	雨水排水設備図	1/10~100	
15	電気設備図	1/10~100	
16	各種構造図及び詳細図	1/10~100	
17	仮設図	1/10~500	
18	その他図面	1/10~500	
備考			
・上記を原則とするが、その他監督員の要求する設計図書（図面等）を提出のこと。			

4. 遵守すべき法規制等

遵守すべき法規制等は以下のとおりである。各法規制等は最新版を適用すること。
なお、以下への記載の有無に関わらず、本業務に必要な法規制等については遵守すること。

(1) 法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）
- ・ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）

- ・児童の権利に関する条約（平成 6 年批准）
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

(2) 条例

- ・栃木県建築基準条例（昭和 57 年岐阜県条例第 2 号）
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年栃木県条例第 25 号）
- ・栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）
- ・小山市環境基本条例（平成 9 年小山市条例第 2 号）
- ・小山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 11 年小山市条例第 20 号）
- ・小山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年小山市条例第 21 号）
- ・小山市地区まちづくり条例（平成 17 年小山市条例第 5 号）
- ・小山市景観条例（平成 20 年小山市条例第 2 号）
- ・小山市開発行為の許可基準に関する条例（平成 17 年小山市条例第 6 号）
- ・小山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 61 年小山市条例第 3 号）
- ・小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年小山市条例第 39 号）
- ・小山市火災予防条例（昭和 37 年小山市条例第 13 号）
- ・小山市保育所条例（昭和 62 年小山市条例第 3 号）
- ・小山市都市公園条例（昭和 50 年小山市条例第 5 号）

(3) 参考基準・指針等

特に記載のないものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定のものである。

- ・小山市建築基準法施行細則（昭和 56 年小山市規則第 1 号）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・敷地調査共通仕様書及び参考資料
- ・建築設計基準
- ・建築設備設計基準

- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ E の数値を算出する方法並びに V0 及び風力係数の数値を定める件
(平成 12 年建設省告示第 1454 号)
- ・ 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1458 号)
- ・ 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針 (一般財団法人日本建築防災協会)
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
(一般財団法人日本建築センター、独立行政法人建築研究所監修)
- ・ ZEB ガイドライン (一般社団法人環境共創イニシアチブ)
- ・ エネルギー消費性能計算プログラム解説
(国土交通省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人建築研究所)
- ・ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 (一般社団法人日本公園施設業協会)
- ・ 公共測量 作業規程の準則 解説と運用 (公益社団法人日本測量協会)
- ・ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省道路局)
- ・ 建築設計業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部建築課)
- ・ 栃木県業務委託共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 栃木県土木工事共通仕様書 (栃木県県土整備部技術管理課)
- ・ 用地調査等標準仕様書 (栃木県県土整備部用地課)
- ・ 栃木県リサイクル認定製品認定制度実施要綱 (栃木県環境森林部資源循環推進課)
- ・ 栃木県開発許可事務の手引 (栃木県県土整備部都市計画課)
- ・ 小山市宅地開発指導要綱 (平成 17 年小山市規程第 26 号)
- ・ 小山市建設工事検査規程 (平成 8 年小山市規程第 16 号)
- ・ 小山市建設工事監督執務要領 (小山市理財部契約検査課)
- ・ 小山市景観計画 (小山市都市整備部都市計画課)
- ・ 小山市公共建築物における木材の利用促進に関する方針 (小山市産業観光部農政課)
- ・ 保育所保育指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)
- ・ 小山市子ども・子育て支援事業計画 (小山市保健福祉部子育て家庭支援課)
- ・ その他の関連要綱・各種基準等